

議第75号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 5月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第1条の3の次に次の1条を加える。

(運動施設に関する制限)

第1条の4 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。ただし、西院公園については、100分の75とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を定める必要があるので提案する。